

東京精密社に対する特許権侵害訴訟の判決について

2022年12月15日、東京地方裁判所は、株式会社東京精密（以下「東京精密社」という）に対して当社が提起した特許権侵害訴訟（平成30年（ワ）第28930号）において、東京精密社の特許権侵害を認める判決（以下「本判決」という）を言い渡しましたので、お知らせいたします。

2018年9月、当社は、東京精密社に対し、当社の保有する特許第3867108号（発明の名称「レーザ加工装置」）及び特許第4601965号（発明の名称「レーザ加工方法及びレーザ加工装置」）に係る特許権（以下「当社特許権」といいます。）を侵害するとして、末尾記載の製品（以下「東京精密社製品」といいます。）の製造、使用、譲渡、輸出等の差止め、東京精密社製品の廃棄を求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、その後、損害賠償請求を追加しました。

本判決は、東京精密社に対し東京精密社製品の製造、使用、譲渡、輸出等の差止及び同製品の廃棄を命じるとともに、上記侵害行為による損害として15億697万8762円の損害金の支払いを東京精密社に命じたものです。

本判決は、特許法102条3項に基づく実施料相当額の損害を算定するにあたり、当社特許権の「ステルスダイシング技術は、半導体製造装置に関連する分野において、極めて高い技術的価値を有する」こと、「被告は故意に不正使用して原告の特許権を侵害したものと認めるのが相当」であり、「被告の侵害の態様は、自己のダイシング事業継続に拘泥し、知的財産権を尊重する姿勢を欠くものとして極めて悪質なものであって、社会的信用を欠く行為である」こと（括弧内は判決文の引用）を認定した上で、極めて高額の実施料相当額の損害を認定しました。

今回の東京地方裁判所の判決により、当社の別の特許権の侵害を認めた[知財高判令和4年9月5日（令和4年（ネ）10101号）](#)に引き続き、東京精密社製品について当社特許権の侵害が確認されたこととなります。

当社は、今後も、新たな技術の開発に尽力し、知的財産権保護制度を尊重するとともに、当社特許・意匠・商標及びその他の知的財産の不正使用・侵害に対して、厳正に対処してまいります。

〈東京精密社製品〉

次の型番のレーザダイシングマシン（下記の当社SDEマークが筐体表面に付されたものを除く。）

1 ML300シリーズ

（「ML300」、「ML300EX」、「ML300EX WH」、「ML300 Plus WH」、「ML300 Plus XWH」など、その型番中に「ML300」を含むもの。）

2 ML200シリーズ

（「ML200」、「ML200EX」、「ML200EX WH」、「ML200 Plus XWH」など、その型番中に「ML200」を含むもの。）

【当社SDEマーク】

